

仕 様 書

1 件名

車両運行管理業務単価契約

2 車両運行業務の内容

- (1) 中型バス車両（旅客席数30人程度）の運転
- (2) 指定の給油所での燃料の給油
- (3) 車両の配車及び返却（蒲郡市内のレンタカー会社）
- (4) 事故処理に関する事項
- (5) その他前各号に付帯する事項

3 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 予定運行日数

25日程度（増減有） うち土日利用予定回数：7日程度

5 対象時間

原則として午前8時30分から午後5時30分まで

※発注者の行事の都合により、この時間の範囲外の発注をする事がある。

6 運行範囲

原則として愛知県内

※発注者の行事の都合により、範囲外の発注をする事があり得る。

7 履行方法

発注者は、利用日の2週間前までに、申し込みを行うものとする。ただしそれ以降の申込みであっても、提供可能な場合、受注者は応ずるものとする。

8 金額の算定方法

1台あたり3時間までを基本時間として料金設定をし、この時間帯以降は30分当たりで時間外料金を設定して加算する。

時間外料金の算定基準は下記のとおりとする。

0分～14分・・・0分

15分～44分・・・30分

45分～59分・・・1時間

9 キャンセル料

キャンセル料は運行日の前日から発生し、3時間までの基本料を超えてはならない。

10 事故の対応

- (1) 自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故についてはレンタカー会社加入の保険で処理し、保険範囲外のものについては、受注者が損害賠償の責を負う。
- (2) 事故が受注者の故意又は重大な過失により発生し、保険金の給付がされない場合については、受注者がその損害を賠償する責任を負う。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方協議のうえ定めることとする。